引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

そのため、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」の住所は、最新のものにする必要があります。

入学、就職、転勤などで住所を異動される方は住民票の異動の届出をお願いします。

◆他の市区町村に転出・転入

❶引越し前の市区町村へ「転出届」を提出し「転出証明書」を受け取る※1

❷転入した日から14日以内に、引越し先の市区町村へ「転出証明書」を添えて「転入届」を提出

※1　令和5年2月6日から引越しワンストップサービスが始まりました。マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでの届出が可能になりました。詳しくは上島町ホームページをご覧ください。

◆同一の市区町村内で転居

転居した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ「転居届」を提出

※平成25年2月1日以降に転入・転居された方は、すでに方書が記載されていますので、手続きは必要ありません。

※すでに申出により方書記載をしている方は、手続きは必要ありません。

手続きに必要なもの

・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）

・代理人が手続きを行う場合は、本人からの委任状

●問い合わせ

弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

住民票への方書（かたがき）記載について

団地やアパート等にお住いの方については、住民票に方書（建物名・部屋番号等）を記載します。

方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。

これらの問題を解消するため、住民票に方書記載がされていない方は、お近くの支所で住民票への方書追加の手続きをお願いいたします。

●問い合わせ

弓削 住 民 課　☎77-2503
生名 町民生活課　☎76-3000
岩城 町民生活課　☎75-2500
魚島 町民生活課　☎78-0011

上島町奨学金貸付制度のお知らせ

高等学校・高等専門学校・大学（短期大学含む）に経済的な理由で進学が難しい人に、学資の一部を無利子で貸し付ける制度です。（貸し付けには、所得・学業成績による審査があります。）

◆奨学金を借りるための資格

❶上島町に居住している者の子弟または被扶養者であること

❷学業成績が良好で進学意欲が旺盛であること

❸心身ともに堅実であること

❹経済的理由で進学が困難であること

◆貸付の額

○高等学校・高等専門学校生……月額3万円

○大学生……月額5万円

◆申請期間

毎年3月1日～4月10日

◆申請書類等

❶奨学金貸付申請書（保証人2名）
❷学校長の意見書
❸学業成績証明書（最終2年間）
❹医師の健康診断書
❺在学証明書（入学後）
❻住民票の写し（家族全員）
❼令和4年度（令和3年分）の所得証明書

◆償還方法

貸付期間満了後、6ヶ月据置き、10年以内に年賦または月賦により償還

●問い合わせ　上島町教育委員会　☎77-2207

愛媛県広報コンクール佳作入賞のお知らせ

愛媛県の広報コンクール広報紙（町部）で広報かみじま10月号～大切なものがきっとあるはずさ～高校魅力化の取り組みが佳作を受賞しました。

ご協力いただきました皆さまに紙面にて御礼申し上げます。

◉消防ハラスメント等相談窓口について

消防のハラスメント等に関する相談窓口が県庁にも設置されています。

消防職員のほか、そのご家族や同僚の方などもご相談いただけます。詳しくは県ホームページをご確認ください。

【時　間】 平日の8：30～17：15

■相談連絡先　愛媛県消防防災安全課
☎080-1993-0454 もしくは
☎090-5718-5963

◉「えひめ子ども観光大使 第8期生」募集のお知らせ

ふるさと愛媛の良さを体験し、愛媛を誇りに思う子どもたち、「えひめ子ども観光大使第８期生」（主催：ＮＰＯ法人えひめ教育技術研究所）の参加者を募集します。ちりめん漁や真珠の玉出し体験など、愛媛のいいところを丸ごと体験できる講座をご用意しています。条件を満たした参加者には認定証を交付予定。

【対 象 者】 小学１年生～６年生
【活動期間】 ５月～令和６年２月
【参 加 費】 各講座 2,000 円（保険代含む）
【申込】 ２月 26 日（日）から
定員（35 名）になり次第終了
■問い合わせ先　NPO 法人 えひめ教育技術研究所
✉shindo.akihide@toss2.com

空き家・空き地バンク ミニコラム 21

相続時の免税措置について

令和３年度および令和４年度に、所有者不明土地問題の解決などを目的として、法制と税制の改革が行われました。その一環として、相続による土地の所有権の移転登記を促進するため、**登録免許税の免税措置**の対象が追加・拡充されました。まず登録免許税とは、不動産の所有権の移転の登記を行う際に納める税金のことです。相続登記の場合に通常では、不動産の価額に対して0.4%（1000分の4）の税率がかかります。

今回の税制改革での免税措置は２種類あります。一つ目が、**相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の免税措置**です。例えば、登記名義人のAさんから、Aさんが死亡したためにBさんが相続により土地の所有権を取得した場合で、相続登記をしないでBさんも亡くなりCさんが相続することになった際、AさんからBさんへの未登記だった登録免許税が免除されます。（BさんからCさんへの登録免許税は免除されません。）

二つ目が、**不動産の価額が100万円以下の土地にかかる登録免許税の免税措置**です。今回の改正まで10万円以下の価額が免税となっていましたが、対象が100万円以下に引き上げられ、また適応対象が全国の土地に拡充されました。この２種類の免税措置とも土地のみが対象となっています。また適用期間が令和７年（2025年）３月31日までとなっており、令和６年４月１日から相続登記が義務化されることから、早めに手続きされておくことをおすすめいたします。

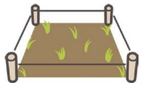

空き家・移住定住ワンストップ窓口
弓削総合支所２階　**相談専用ダイヤル**　☎0897-77-2501

上島町の未来のために「空き家」をつなごう！

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住んでみたい方への「移住促進」のために、空き家・空き地バンク制度を実施しています。

現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介のご希望を多くいただいていますが、登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。

空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。